



# 島根県報

令和6年3月15日（金）

第 4 9 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（2件）	（高齢者福祉課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	（畜産課）	2
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	（ 〃 ）	5
換地処分	（農村整備課）	5
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	6
職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の一部改正	（雇用政策課）	7
津波災害警戒区域の指定	（河川課）	8

### 【公 告】

島根県税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務に係る提案競技の実施	（税務課）	8
林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森林整備課）	14
基本測量の実施	（技術管理課）	14
公共測量の終了	（ 〃 ）	14
島根県第2期財務会計システム等開発・運用保守業務に係る提案競技の実施	（会計課）	14

### 【特定調達公告】

令和6年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）購入に係る一般競争入札の実施	（水産課）	19
--	-------	----

### 【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部）	21
島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	22

### 【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意（4件）	（警察本部）	23
--	--------	----

## 告 示

### 島根県告示第173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社Shine	訪問看護	訪問看護ステーション	浜田市紺屋町46番地	令和6年4月1日
	介護予防訪問看護	あした葉		

### 島根県告示第174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
隠岐広域連合	訪問看護	隠岐の島町訪問看護ステーション「かがやき」	隠岐の島町下西78番地2	令和6年4月1日
	介護予防訪問看護			

### 島根県告示第175号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
山口 直人	循環器内科	島根県済生会 江津総合病院	江津市江津町1016番地37	令和6年2月29日

### 島根県告示第176号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発	1 搾乳の用に供し、又は供	スクリーニン	1 松江市（旧鹿	令和6年4月

	<p>生予防</p>	<p>する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>6 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>島町、旧島根町、旧美保関町及び旧八束町の区域に限る。)、安来市(旧伯太町の区域に限る。)、西ノ島町、出雲市(旧斐川町の区域に限る。)、雲南市(旧大東町、旧加茂町、旧木次町及び旧三刀屋町の区域に限る。)、江津市(旧江津市の区域に限る。)、浜田市、吉賀町</p> <p>2 松江市(旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町及び旧八束町の区域に限る。)、安来市(旧伯太町の区域に限る。)、西ノ島町、出雲市(旧斐川町の区域に限る。)、雲南市(旧大東町、旧加茂町、旧木次町及び旧三刀屋町の区域に限る。)、江津市(旧江津市の区域に限る。)、浜田市、吉賀町</p> <p>3から6まで 当該家畜の所在地</p>	<p>1日から令和7年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p>
--	------------	--	--	---

				を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
結核病検査	結核病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法	県下全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
ブルセラ症検査	ブルセラ症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	エライザ法	県下全域	
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンプロット法	県下全域	
豚熱検査	豚等の豚熱予防的ワクチンによる免疫付与状況の確認及び発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査及び抗原検査	県下全域	
アフリカ豚熱検査	豚等のアフリカ豚熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	抗原検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
ニューカッスル病検査	家きんのニューカッスル病	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清	県下全域	

	の発生予防		学的検査		
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
腐蝕病検査	蜜蜂の腐蝕病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第177号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸山達也

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
豚熱予防注射	豚熱の発生予防	家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし	皮下又は筋肉内注射法	県下全域	

島根県告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和6年3月6日付けで県営土地改良事業に係る中山・長福地区（3工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第179号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和2年島根県告示第131号による保険に付すべき義務は、令和6年3月5日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法

施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

海士町加入区

## 島根県告示第180号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワーシティ浜田 島根県浜田市周布町イ61-1番地外

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

周布開発株式会社 代表取締役 大本 宜司 広島県広島市中区舟入南二丁目7番5-101号

#### (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）周布開発株式会社 広島県広島市中区上幟町9番5号上野ビル2階

（変更後）周布開発株式会社 広島県広島市中区舟入南二丁目7番5-101号

#### (4) 変更の年月日

令和5年5月1日

### 2 届出年月日

令和6年3月1日

### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

#### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

#### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

#### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第181号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成29年島根県告示第406号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

第2号中「5まで」を「7まで」に改める。

第3号中「及び3級」を削り、「若しくは同法第27条第1項」を「、同法第27条第1項」に、「又は学校教育法」を「、学校教育法」に、「若しくは高等専門学校」を「又は高等専門学校」に、「若しくは同法第134条第1項」を「又は同法第134条第1項」に、「若しくは島根県外」を「又は島根県外」に、「又は受検する年度の4月1日において25歳未満の在職中の者（）」を「（いずれも）に改め、「並びに4及び5に規定する者」を削り、「場合に限る。）」の次に、「3級（受検する年度の4月1日において23歳未満の在職中の者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び5に規定する者を除く。）」が受検する場合に限る。）」を加える。

第4号中「5」の次に「及び6」を加える。

第5号中「25歳」を「23歳」に、「在校生等（）」を「島根県内の施設若しくは学校の在校生等若しくは島根県外の施設若しくは学校の在校生等（県内に住所を有する者に限る。）」（いずれも）に改める。

本則に次の2号を加える。

6 3級（受検する年度の4月1日において23歳未満の島根県外の施設又は学校の在校生等（県外に住所を有する者に限り、出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）」が受検する場合に限る。）」

検 定 職 種	金 額
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示、フラワー装飾	7,600円
機械検査、婦人子供服製造	5,600円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	4,400円

7 3級（受検する年度の4月1日において23歳未満の者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者、在職中の者及び在校生等を除く。）」が受検する場合に限る。）」

検 定 職 種	金 額
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン	13,700円

製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示、フラワー装飾	
機械検査、婦人子供服製造	10,600円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	8,800円

### 島根県告示第182号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を津波災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸山達也

#### 1 津波災害警戒区域

松江市の区域（別図に示す区域に限る。）

#### 2 基準水位

別図のとおり

（「別図」は、省略し、島根県土木部河川課及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

## 公 告

島根県税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸山達也

#### 1 提案競技に付する事項

##### (1) 名称

島根県税務総合オンラインシステム（以下「次期システム」という。）開発及び維持管理業務

##### (2) 仕様

「島根県税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務提案競技に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

##### (3) 期間

ア 次期システム開発業務

契約の日から令和8年6月30日まで

イ 次期システム維持管理業務

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

##### (4) 提案価格の上限額

総額 860,640,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり（各年度上限額は目安であり、総額の範囲内で調整可能）。なお、開発費は運用開始後5年間の分割支払いとする。



令和8年度	129,096,000円
令和9年度	172,128,000円
令和10年度	172,128,000円
令和11年度	172,128,000円
令和12年度	172,128,000円
令和13年度	43,032,000円

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

### (1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- ケ 国、都道府県又は市町村において、税務システムの開発業務又は税務サービスの提供業務を過去に受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

### (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

- (ヌ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ネ) 解散後の契約不適合責任
- (ノ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。
- エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。
- オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明に関する事項

#### (1) 提案競技説明書の配布

##### ア 配布する資料

- (7) 提案競技説明書
- (4) 仕様書
- (7) 現行業務・現行システム調査書
- (エ) 本提案競技に係る様式
- (オ) 契約書(案)

##### イ 配布期間

令和6年3月15日(金)から同年4月3日(水)まで

##### ウ 配布場所

島根県ホームページ ([https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/bid\\_zeimu/zeimu-online-R6RFP.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_zeimu/zeimu-online-R6RFP.html))

##### エ 配布手続

島根県総務部税務課(島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎1階)に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書(以下「誓約書」という。)を提出した者に対し、アに掲げる資料のパスワードを電子メールにより交付する。パスワードの交付を受けた者は、ウに示すページから資料をダウンロードすること。

なお、誓約書の様式は、島根県ホームページ(ウに同じ。)からダウンロードすること。

#### (2) 提案競技説明会

##### ア 日時

令和6年3月22日(金)午後1時30分から

##### イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 604会議室

##### ウ 参加申込方法

電子メールによる。電子メールは、標題を「島根県税務総合オンラインシステム提案競技説明会参加申込(事業者名)」とし、本文に事業者名、参加人数、担当者氏名、連絡先電話番号及びメールアドレスを記載した上で、令和6年3月21日(木)正午までに申込みこと。

##### エ 申込先

島根県総務部税務課電算開発係

電子メール [zeimu@pref.shimane.lg.jp](mailto:zeimu@pref.shimane.lg.jp)

### 4 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。その場合、標題を「島根県税務総合オンラインシステム提案競技質問(事業者名)」とすること。)
- (2) 質問提出期限は、令和6年3月29日(金)午後5時までとする。
- (3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部税務課電算開発係

電話 0852-22-5039

F A X 0852-22-6038

電子メール zeimu@pref.shimane.lg.jp

- (4) 質問に対する回答は、令和6年4月5日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

## 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 財務諸表（決算報告書） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）

オ 島根県税に係る納税証明書（全税目について未納の徴収金がないことの証明） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（未納の税額がないことの証明） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

キ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ。）

ク 担当者届 1部

ケ 受注実績届 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

### (2) 提出書類の形式

3の(1)で配布する様式による。

### (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和6年4月3日（水）午後5時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。）。

ウ 提出先

4の(3)に同じ。

### (4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送にて通知することとし、令和6年4月10日（水）までに発送する。

## 6 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

### (1) 提案書等の内容

提案競技説明書による。

### (2) 提出書類の種類及び部数

ア 提案書等提出書 1部

イ 提案書 10部

ウ 見積書 1部

エ 提案書を電子データで出力したCD-ROM等 1枚（Microsoft Office 2016（Word、Excel又はPower Point）で扱える形式又はPDFとすること。）

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和6年4月24日（水）午後5時までに提出すること（郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。）。

ウ 提出先

4の(3)と同じ。

7 選定方法

(1) 島根県税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

(2) 選定手順

ア 第1次審査

提案者の提案について、審査委員会事務局（以下「事務局」という。）において(3)のアに示す評価対象となるかを書面審査し、評価対象にならない提案については失格とする。

なお、必要に応じて事務局によるヒアリングを実施する。

イ 第2次審査

第1次審査にて選定された提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを実施の上、審査委員会において(3)のイの方法により審査する。

ウ 最優秀提案者の選定

第2次審査後、審査委員会において(3)のウにより最優秀提案者を選定する。

(3) 評価方法

ア 提案内容が仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき評価し、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

なお、提案競技説明書に定める事項が守られなかった場合は減点する。

ウ イにより算出された総合評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会において当該者の中から最優秀提案者を決定する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送にて通知することとし、令和6年5月中旬までに発送する。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

令和6年5月下旬を予定している。

(6) 最優秀提案者選定結果の通知

(5)の実施後、速やかに郵送にて通知する。

(7) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(8) 選定方法の詳細については、提案競技説明書に定める。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 前金払

前金払は、行わない。

### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提案競技参加資格確認申請書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること（提出先は4の(3)に同じ。）。

## 11 提案競技に関する問合せ先

4の(3)に同じ。

## 12 Summary

- (1) Nature and Quantity of Required Services: Development and Maintenance for the Shimane Prefecture Tax Comprehensive Online System, 1 set
- (2) Deadline for Proposal Submission: 5:00 PM on April 24, 2024 (if sent by post, the documents must be registered mail and must be received by 5pm on the deadline date)
- (3) For further details, please contact: Computer Development Section, Revenue Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-5039

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木育成	
69	島根ナカバヤシ株式会社 代表取締役社長 川上陽右 出雲市矢野町391-3			○	○	島根ナカバヤシ株式会社 代表取締役社長 川上陽右 出雲市矢野町391-3

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐の島町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月5日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年9月4日から令和6年2月22日まで

3 作業地域

益田市下本郷町地内

島根県第2期財務会計システム等開発・運用保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施

する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 提案競技に付する事項

### (1) 名称

島根県第2期財務会計システム等開発・運用保守業務

### (2) 仕様

「島根県第2期財務会計システム等開発・運用保守業務提案競技要求仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 期間

#### ア 開発業務

契約の日から令和8年3月31日まで

#### イ 運用保守業務

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### (4) 提案価格の上限額

#### ア 財務会計システム

663,357千円（消費税及び地方消費税を含む）

#### イ 下水道企業会計システム

36,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

#### ウ 起債管理システム

3,715千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

### (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市町村において、財務会計システムの開発業務又は財務会計サービスの提

供業務を過去に受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあつては「構成員の役割分担」と読み替えるものとする。）

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 契約不適合責任

(フ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあつては、「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする。）

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技実施要領の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和6年3月15日（金）から同年4月9日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

イ 配布場所

島根県出納局会計課財務会計システム開発スタッフ（島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎2階）

ウ 配布手続

「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技実施要領受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）



- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）
- エ 財務諸表（決算報告書） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）
- オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。）
- キ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- ク 担当者届 1部
- ケ 受注実績届 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和6年4月9日（火）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、令和6年4月11日（木）までに発送する。

5 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問書により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。

(2) 送付先

ファックス 0852-22-5952

電子メール zaimu-system@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限は、令和6年3月29日（金）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和6年4月4日（木）までに、提案競技実施要領受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書等提出書 1部

イ 提案書 9部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

## 7 提案の選定方法

## (1) 選定の体制

ア 島根県第2期財務会計システム等開発・運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

## (2) 選定の手順

## ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格があると認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を明らかに満たさない提案については失格とする。

## イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。

## ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

## (3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の必須要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

## (4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、令和6年4月下旬頃までに発送する。

## (5) 第2次審査の実施

令和6年4月下旬を予定している。

## (6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

## (7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技実施要領に定める。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

## (1) 契約相手方

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により契約予定者と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合などは審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

## 10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

## 11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県出納局会計課財務会計システム開発スタッフ

電 話 0852-22-6881

ファックス 0852-22-5952

電子メール zaimu-system@pref.shimane.lg.jp

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Updating a financial accounting computer system, 1 set (System migration, system development, operation and maintenance, operative support etc.)
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 17:00 April 19, 2024
- (3) Contact point for the notice: Shimane Prefectural Government, Bureau of the Treasury Accounting Division  
1 Tono-machi, matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-6881

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

令和6年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）の購入  
予定数量 231,000リットル

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

契約日から令和7年3月31日まで

## (4) 納入場所

漁業取締船 浜田漁港内、浦郷漁港内又は境港内

漁業試験船 浜田漁港内、浦郷漁港内、境港内又は十六島漁港内

## (5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に免税軽油1リットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「8燃料・油脂類」小分類「(1)石油」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第316号）の規定に適合する方法で給油することが可能な資格、設備を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付先及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部水産課管理第一係

電話 0852-22-5312 F A X 0852-22-5929

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和6年4月1日（月）までの間、(1)の場所において交付する。（交付期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

令和6年4月5日 午後1時30分（郵送の場合は書留郵便とし、同日午後1時00分までに到着していること。）

(5) 開札の日時、場所等

ア 日時 令和6年4月5日 午後1時30分

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁農林水産部会議室

## 4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、令和6年4月3日（水）午後5時までに、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## (5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県農林水産部水産課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : 231,000 liters of Light oil (tax exemption), to be used as fuel for ships during the 2024 Fiscal Year.

(2) Tender Submission Deadline : 1 : 30 p.m. April 5 2024

(3) Information regarding tender : Shimane prefecture Department of Agriculture, Forestry and Fisheries marine department, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5312

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

### 島根県公安委員会規則第3号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	46	83	156	99	180	564	241	805
警 察 署	22	71	219	310	326	948	82	1,030
計	68	154	375	409	506	1,512	323	1,835

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

#### 島根県公安委員会規則第4号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「8課」を「9課」に、「総務課」を「<sup>総務課</sup>  
留置管理課」に改める。

第3条第7号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（留置管理課）

**第3条の2** 留置管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 留置業務に関する企画、調査及び指導教養に関すること。
- (2) 留置施設の管理及び運営に関すること。
- (3) 被留置者の処遇及び護送に関すること。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

- (4) 広報室に関すること。

第10条の2の見出し及び同条第1項中「、取調べ監督室及び留置管理室」を「及び取調べ監督室」に改め、同条第4項を削る。

第10条の3の見出し及び同条第1項中「及び犯罪被害者支援室」を「、犯罪被害者支援室及び広報室」に改め、同条に次の1項を加える。

4 広報室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広報及び広聴に関すること。
- (2) 報道機関との連絡調整に関すること。

第11条中「5課」を「4課」に、「<sup>地域課</sup>  
通信指令課」を「地域課」に改める。

第13条中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条に次の1号を加える。

- (8) 通信指令室に関すること。

第13条の2を削る。

第17条の見出しを「（地域指導室及び通信指令室）」に改め、同条第1項中「自動車警ら隊及び地域指導室」を「地域指導室及び通信指令室」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 通信指令室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 110番通報の処理に関する事。
- (2) 通信指令業務に関する事。
- (3) 緊急配備に関する事。
- (4) 無線通信の運用に関する事。
- (5) 通信指令システムの保守管理に関する事。

第24条第2項第3号中「強制性交等」を「不同意性交等」に改め、同項第4号中「本部長」を「警察本部長（以下「本部長」という。）」に改める。

第43条の4及び第44条を削り、第45条を第44条とし、第45条の2を第45条とし、同条の次に次の1条を加える。

（広報室長）

**第45条の2** 広報室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、広報室の事務をつかさどる。

第50条を削り、第50条の2を第50条とし、同条の次に次の1条を加える。

（通信指令室長）

**第50条の2** 通信指令室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、通信指令室の事務をつかさどる。

第64条の見出し中「警察署捜査統括官及び」を削り、同条第1項及び第2項中「捜査統括官及び」を削り、同条第3項を削り、第4項を第3項とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

（島根県留置施設視察委員会の運営に関する規則の一部改正）

- 2 島根県留置施設視察委員会の運営に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「警察本部警務部総務課」を「警察本部警務部留置管理課」に改める。

（島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則の一部改正）

- 3 島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「警察本部警務部総務課」を「警察本部警務部留置管理課」に改める。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則の一部改正）

- 4 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「警察本部警務部総務課長」を「警察本部警務部留置管理課長」に改める。

第9条中「警察本部警務部総務課」を「警察本部警務部留置管理課」に改める。

## 公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用

に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和6年3月15日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

1 合意した者

- (1) 六日市交通有限会社
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 吉賀町長
- (4) 中国運輸局長
- (5) 吉賀町地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
六日市駅	鹿足郡吉賀町六日市398番地2先
下七日市	鹿足郡吉賀町七日市489番地3先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

萩・石見空港利用拡大促進協議会と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。）による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、その運行の態様が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行であるものに限る。）の用に供する自動車で、乗車定員10人未満のもの

**島根県公安委員会告示第7号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和6年3月15日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

1 合意した者

- (1) 石見交通株式会社
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 益田市長
- (4) 中国運輸局長
- (5) 益田市地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
緑ヶ丘卸団地（上り）	益田市高津八丁目7番17号先
中吉田口（上り）	益田市中吉田町344番地1先
労働会館前（上り）	益田市駅前町口245番地4先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

萩・石見空港利用拡大促進協議会と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。）による一般乗合旅客自動車運送事業（道



路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、その運行の様態が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第2号に規定する路線不定期運行であるものに限る。）の用に供する自動車で、乗車定員10人未満のもの

### 島根県公安委員会告示第8号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和6年3月15日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

#### 1 合意した者

- (1) 石見交通株式会社
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 浜田市長
- (4) 中国運輸局長
- (5) 浜田市地域公共交通会議会長

#### 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
多陀寺口（上り）	浜田市下府町175番3先
多陀寺口（下り）	浜田市下府町177番1先
オヶ峠（上り）	浜田市下府町300番1先
オヶ峠（下り）	浜田市下府町324番3先
神在坂（上り）	浜田市下府町323番1先
神在坂（下り）	浜田市長沢町1492番4先
長沢（上り）	浜田市長沢町204番1先
長沢（下り）	浜田市長沢町206番2先
長沢四町内（上り）	浜田市長沢町95先
長沢四町内（下り）	浜田市長沢町88番2先
グランド前（上り）	浜田市長沢町505番3先
グランド前（下り）	浜田市黒川町3738番1先
浜田駅	浜田市浅井町777番1先
琵琶町（上り）	浜田市田町1687先
琵琶町（下り）	浜田市田町1687先
田町（上り）	浜田市田町6番1先
田町（下り）	浜田市田町16番28先
市役所前（上り）	浜田市殿町17番3先
市役所前（下り）	浜田市殿町1番7先
殿町（上り）	浜田市殿町83番31先
殿町（下り）	浜田市殿町6番1先
栄町	浜田市栄町8先
広小路	浜田市京町94番1先

高田町入口	浜田市高田町55番1先
原町（上り）	浜田市原町26番2先
原町（下り）	浜田市原町50番1先
青川（上り）	浜田市原井町1216番18先
青川（下り）	浜田市原井町1217番112先
はまだお魚市場	浜田市原井町3050番46先
はまだお魚市場入口（上り）	浜田市原井町2242番10先
はまだお魚市場入口（下り）	浜田市原井町3050番59先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づき登録を受けた浜田市による道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送の用に供する自動車で、乗車定員10人以上のもの

### 島根県公安委員会告示第9号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和6年3月15日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

1 合意した者

- (1) 石見交通株式会社
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 江津市長
- (4) 中国運輸局長
- (5) 江津市地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
江津高校前（上り）	江津市都野津町2382番1先
江津高校前（下り）	江津市都野津町2382番1先
都野津駅口（上り）	江津市都野津町2279番50先
都野津駅口（下り）	江津市都野津町1892番1先
都野津駅前	江津市都野津町2270番15先
都野津一町内（上り）	江津市都野津町2253番98先
都野津一町内（下り）	江津市都野津町2253番78先
遠見山（上り）	江津市都野津町2259番73先
遠見山（下り）	江津市都野津町2259番1先
和木（上り）	江津市和木町301番1先
和木（下り）	江津市和木町312番1先
向の浜（上り）	江津市和木町555番16先
向の浜（下り）	江津市和木町466番16先
東和木（上り）	江津市和木町606番21先

東和木（下り）	江津市和木町497番4先
西屋口（上り）	江津市嘉久志町イ1839番2先
西屋口（下り）	江津市嘉久志町イ1863番1先
中央公園口（上り）	江津市嘉久志町イ1651番1先
中央公園口（下り）	江津市嘉久志町2361番先
嘉久志（上り）	江津市嘉久志町イ1477番3先
嘉久志（下り）	江津市嘉久志町イ1438番1先
江津市役所前（ゆめタウン江津前）（下り）	江津市嘉久志町2306番55先
江津市役所前（上り）	江津市江津町1014番17先
シビックゾーン	江津市江津町1016番41先
済生会病院	江津市江津町1016番37先
江津市役所前（Aコープ前）（上り）	江津市江津町1007番4先
江津駅前	江津市江津町897番2先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づき登録を受けた江津市による道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送の用に供する自動車で、乗車定員15人未満のもの